

総合福祉部会 第13回	
H23. 4. 26	参考資料7
山本委員提出資料	

じりつしえんほう きゅうしせつ しんたいこうそく ごうほうか
自立支援法および旧施設での身体拘束の合法化について

やまもとまり
山本真理

てんぷしりょう じりつしえんほうしせつ しんたいこうそく こうきん
添付資料にあるように、自立支援法施設で身体拘束あるいは拘禁などが
ごうほうか いっぺん しょうれい も じゅうけんしんが いゆる みのが
合法化されています。一片の省令を持って自由権侵害が許されていること見逃
せないと考えます。
かんが

しょうがいしゃじりつしえんほう もと していしょうがいふくしさーびす じぎょうとう じんいん せつびおよ
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び
うんえい かん きじゆん
運営に関する基準

へいせいじゅうはちねんくがつにじゅうきゅうにちこうせいろうどうしょうれいだいひやくしちじゅういちごう
(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第七十一号)

さいしゅうかいせい へいせいじゅうにねんろくがつついたちこうせいろうどうしょうれいだいななじゅうごごう
最終改正：平成二二年六月一日厚生労働省令第七五号

だいちじゅうさんじょう していりょうようかいごじぎょうしゃ していりょうようかいご ていきょう あ
第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、
りょうしゃまた ほか りょうしゃ せいめいまた しんたい ほ ご きんきゅう え ばあい
利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合
のぞ しんたいてきこうそく たりょうしゃ こうどう せいげん こうい い か しんたいこうそくとう
を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」と
いう。)を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様
およ じかん さい りょうしゃ しんしん じょうきょうなら きんきゅう え りゅう た
及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他
ひつよう じこう きろく
必要な事項を記録しなければならない。

だいにじょう しょうれい つぎ かくごう かなか ようご い ぎ どうがい
第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該
かくごう さだ
各号に定めるところによる。

しち していしょうがいふくしさーびすじぎょうしゃ ほうだいにじゅうきゅうじょうだいいちこう きてい していしょうがい
七 指定障害福祉サービス事業者 [法第二十九条第一項](#) に規定する指定障害
ふくしさーびすじぎょうしゃ
福祉サービス事業者をいう。

はち していしょうがいふくしさーびすじぎょうしゃとう ほうだいにじゅうきゅうじょうだいにこう きてい してい
八 指定障害福祉サービス事業者等 [法第二十九条第二項](#) に規定する指定
しょうがいふくしさーびすじぎょうしゃとう
障害福祉サービス事業者等をいう。

きゅう していしょうがいふくしさーびす ほうだいにじゅうきゅうじょうだいいちこう きてい していしょうがいふくし
九 指定障害福祉サービス [法第二十九条第一項](#) に規定する指定障害福祉
さーびす
サービスをいう。

じゅう していしょうがいふくしさーびすとう ほうだいにじゅうきゅうじょうだいいちこう きてい していしょうがいふくし
十 指定障害福祉サービス等 [法第二十九条第一項](#) に規定する指定障害福祉
さーびすとう
サービス等をいう。

しょうがいしゃじりつしえんほう もと していしょうがいしゃしえんしせつとう じんいん せつびおよ うんえい かん
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

へいせいじゅうはちねんくがつにじゅうくにちこうせいろうどうしょうれいだいひやくななじゅうにごう
(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第七十二号)

さいしゅうかいせい へいせいにじゅういちねんさんがつさんじゅうにちこうせいろうどうしょうれいだいごじゅうななごう
最終改正：平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五七号

しんたいこうそくとう きんし
(身体拘束等の禁止)

だいやんじゅうはちじゅう していしょうがいしゃしえんしせつとう しせつしょうがいふくしきーびす ていきょう あ
第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たつ
ては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な
い場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体
拘束等」という。)を行ってはならない。

していしょうがいしゃしえんしせつとう え しんたいこうそくとう おこな ばあい
2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その
態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その
他必要な事項を記録しなければならない。

だいにじょう しょうれい つぎ かくごう かが ようご いぎ とうがい
第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該
各号に定めるところによる。

いち りようしゃ しょうがいふくしきーびす りよう しょうがいしゃ
一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

に しせつしょうがいふくしきーびす ほうだいごじょうだいいちこう きてい しせつしょうがいふくしきーびす
二 施設障害福祉サービス [法第五条第一項](#) に規定する施設障害福祉サービス
をいう。

しょうがいしゃじりつしえんほう
障害者自立支援法

だいがじょう ほうりつ しょうがいふくしきーびす きょたくかいご じゅうどほうもんかいご
第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、
行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等
包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続
支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉
サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞ
みの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号)の規定により
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下

「のぞみの園」という。)その他厚生労働省令で定める施設において行われる
しせつしょうがいふくしきーびす しせつにゆうよしえんおよ こうせいろうどうしょうれい さだ しょうがいふくし
施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉
きーびす い かおな のぞ おこな じぎょう
サービスをいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。

していしんたいしょうがいしゃこうせいしせつとう せつびおよ うんえい かん きじゆん 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準

(へいせいじゅうよんねんろくがつじゅうさんにちこうせいろうどうしょうれいだいななじゅうきゅうごう
(平成十四年六月十三日厚生労働省令第七十九号)

さいしゅうかいせいねんがつび へいせいじゅうはちねんさんがつにじゅうくにちこうせいろうどうしょうれいだいろくじゅうごう
最終改正年月日:平成一八年三月二十九日厚生労働省令第六二号

していしせつしえん とりあつかいほうしん
(指定施設支援の取扱方針)

していしんたいしょうがいしゃこうせいしせつ していしせつしえん ていきょう あ どうがい
4 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の提供に当たっては、当該
にゆうしよしゃまた ほかにゆうしよしゃとう せいめいまた しんたい ほご きんきゆう え
入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない
ばあい のぞ しんたいてきこうそく たにゆうしよしゃ こうどう せいげん こうい じこう
場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(次項において
しんたいてきこうそくとう おこな
「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

していしんたいしょうがいしゃこうせいしせつ しんたいてきこうそくとう おこな ばあい たいようおよ
5 指定身体障害者更生施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び
じかん さい にゆうしよしゃ しんしん じょうきょうなら きんきゆう え りゆう きろく
時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけ
ればならない。

しゆし
(趣旨)

だいいちじょう
第一条

していしんたいしょうがいしゃこうせいしせつ していしんたいしょうがいしゃりょうごしせつおよ していとくていしんたい
指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設及び指定特定身体
しょうがいしゃじゆさんしせつ じじょうだいいじゅうごう していしんたいしょうがいしゃこうせいしせつとう
障害者授産施設(次条第十号において「指定身体障害者更生施設等」という。)に
かわ しんたいしょうがいしゃふくしほう しょうわにじゅうよねんほうりつだいにひやくはちじゅうさんごう い か ほう
係る身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」とい
う。)第十七条の二十六の設備及び運営に関する基準については、この省令
さだ
の定めるところによる。